

## 保育所等の利用に関する同意書

入所申込みにあたり、以下の事項をお読みください。ご理解いただきましたら、□にチェックをお願いします。

	確認事項	チェック欄
1	虚偽の申込みをした場合は内定を取り消し、入所後明らかになった場合は保育の利用を解除(退所)します。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、ご家庭の状況(就労状況・妊娠など)に変更があったときは、必ず認定の変更をしてください。ただし、認定は月ごとの変更となりますので、前月の25日までに手続きをお願いします。	<input type="checkbox"/>
3	保育所等の送迎時間は、保護者の就労等の実態に合わせてのご利用となります。	<input type="checkbox"/>
4	緊急の連絡先は毎日明確にしておいてください。(お子さんの体調等によりお迎えをお願いすることがあります。出張や通院等により緊急連絡先に変更がある日は必ず事前に保育所等へお知らせください。)	<input type="checkbox"/>
5	入所決定後、利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)を定められた期日までに納付していただきます。利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)の納付は、原則口座振替になります。保育所の入所決定後、指定の口座振替依頼書にて銀行で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
6	利用者負担額(保育料)は1ヶ月単位です。月の初日に在籍していれば、1ヶ月の利用者負担額(保育料)がかかります。月の途中で退所されても日割り計算はされません。	<input type="checkbox"/>
7	利用者負担額(保育料)は、父・母や家計主宰者の市民税所得割額により算定します。父・母の収入が少ない場合には、同居している祖父母等の税額を合算し算定します。住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、算定対象に含むこととなります。	<input type="checkbox"/>
8	利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)を納期限までに納めていただけなかった場合は、その後、督促状や催告書が発付されます。	<input type="checkbox"/>
9	利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)が未納となった場合、児童手当を窓口にて現金で支払いすることを了承します。また、必要に応じて、利用者負担額(保育料)の収納情報を施設に提供することを同意します。	<input type="checkbox"/>
10	利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)が未納となった場合、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、鹿嶋市長から支給を受ける児童手当及び特例給付の額を、利用者負担額(保育料)又は給食費(公立園の場合)の支払いに充当することを申し出ます。なお、充当する月分、金額、期間等については、鹿嶋市利用者負担額(保育料)徴収担当部署に一任します。	<input type="checkbox"/>
11	アレルギー食については、集団給食の範囲の中で、医師の指示のもと除去等を行います。完全対応ではありませんので、除去項目が多岐にわたる児童については、お弁当等のご協力をお願いすることもあります。※0歳児～2歳児について、お弁当等を持参した場合も、利用者負担額(保育料)の減額や返金はありません。	<input type="checkbox"/>
12	鹿嶋市独自の制度として、15歳以下のお子さんが3人以上いるご家庭の3番目以降のお子さんの利用者負担額(保育料)は0円となります。ただし、市税と利用者負担額(保育料)に未納がない方が対象となるため、指定の期日までに、幼児教育課に申請書の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
13	一斉申込みで受付をした4月入所の場合の「支給認定証」については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、入所結果と共に2月頃通知します。年度途中の申込みの場合は、入所決定時に通知します。	<input type="checkbox"/>
14	<p><b>(出産予定の方)</b>                      出産要件で入所できる期間は、出産予定日の前後各約2ヶ月です。期間終了後は退所となり、以降継続して入所を希望する場合には、再度お手続きが必要となります。</p> <p>※住所が鹿嶋市外にある方で鹿嶋市で里帰り出産をされる場合は下記もご記入ください。  <b>【里帰り先住所】</b>  <b>【里帰り時期】</b> 令和      年      月      日 ( 予定・確定 )</p>	<input type="checkbox"/>
15	<p><b>(求職活動中の方)</b>                      求職中の方は、入所後2ヶ月以内に就労を開始し、翌月の25日までに認定の変更手続きをしてください。入所後90日を超え就労開始とならないときは、退所となります。</p>	<input type="checkbox"/>
16	<p><b>(転出予定の方)</b>                      転出先についてご記入ください。  <b>【転出先住所】</b>  <b>【転出時期】</b> 令和      年      月      日 ( 予定・確定 )</p>	<input type="checkbox"/>

申し込みにあたり、上記の事項について同意します。

令和      年      月      日

保護者1氏名 (自署) \_\_\_\_\_

保護者2氏名 (自署) \_\_\_\_\_

※自署または押印